

平成 30 年度第 4 回岡崎市景観審議会議事録

1 会議の日時 平成 31 年 3 月 18 日（月） 午前 10 時 00 分～午前 11 時 30 分

2 会議の場所 岡崎市役所 分館 202 号会議室

3 会議の議題

- (1) 報告第 5 号 岡崎市屋外広告物適正化計画（案）について
- (2) 諮問第 7 号 屋外広告物の規制の見直し（案）について

4 会議に出席した委員（10 名）

学識経験者	島津 達雄
学識経験者	杉野 丞
学識経験者	瀬口 哲夫
学識経験者	中根 克弘
各種団体	天野 裕
各種団体	横山 正登
各種団体	後藤 仁
各種団体	加藤 由里子
各種団体	柴田 芳孝
公募市民	長谷川 いづみ

5 事務局

都市整備部まちづくりデザイン課	副課長	木下 政樹
都市整備部まちづくりデザイン課	屋外広告物係係長	奥田 信
都市整備部まちづくりデザイン課	屋外広告物係主事	武田 穂波
都市整備部まちづくりデザイン課	景観推進係主事	片岡 拓己

6 会議の公開の可否について

本日の会議について、事務局から岡崎市景観審議会運営規程並びに岡崎市情報公開条例における会議の公開及び非公開に関する諸規定の説明を行うとともに、公開すべき旨の提案をしたところ、全会一致で承認された。

7 議事録署名者の指名

瀬口会長が議長として島津委員及び加藤委員を議事録署名者に指名した。

8 報告第5号 岡崎市屋外広告物適正化計画(案)について(説明)

議長が報告第5号に関する説明を求め、提出した資料に基づき事務局(武田主事)による説明が行われた。)そして次の趣旨の質疑がなされた。

横山委員

適正化計画策定の経緯の中に広告物を活用し、地域の魅力向上を図る取り組みが広がっているとあるが具体的にはどのような取り組みがあるか。

事務局

例として名古屋市は公共空間に広告物を掲出し、その広告料収入をエリアマネジメント活動の財源としている。岡崎市での事例はまだない。

横山委員

公共施設等における広告物の活用について、具体案はあるのか。

事務局

本市では現在、活用の具体案はまだ無い状況である。交番に地図を置いているが維持管理がネックになっており、愛知県条例では民間広告の活用をできるようにしている。本市においても民間が維持管理できるように案内誘導広告については従来並みの規制で広告物を出せるように考えている。

横山委員

基本方針の活用について活用内容が適正であるかの判断は誰がするのか。

事務局

財政部局所管の広告掲載基準に基づいて判断する。
広告のデザインについて検討する場があればまちづくりデザイン課も参加することになる。

島津委員：

既存不適格の広告物撤去に補助金を交付するとのことだが、その根拠条例は。

事務局：

まずは地区指定を先に考えている。その後条例の改正を行い、補助金に関する項目を追加する予定である。

瀬口会長：

事務局は適正化計画の方針を検討してから条例の変更を予定している。この場では適正化計画の方針について検討をしていただきたい。

中根委員：

建築の分野では既存不適格物件は次に建て直す時に新しい基準が適用される。現存しているものが違法になるということは他分野ではあまり聞いたことがないがそのような解釈でよいか。

事務局：

屋外広告物条例では3年おきの申請を定めており、その度に適法かを判断している。経過措置の3年を超えると違反広告物になるため期間が過ぎれば現存している広告物も違反となる。

瀬口会長：

建築の分野では現存している建築物を強制的に建て直すことはできないが、屋外広告物条例では強制的に撤去することができるのか。

事務局：

是正命令に従わなければ行政代執行をすることができる。

柴田委員：

違反であっても3年間の猶予期間がある。

札幌での事故以来、安全性が重視されているので全国的にも行政代執行が増えている。

事務局：

3年おきに申請を求めているが、申請されていない広告物が多いのが現状である。

島津委員：

公的なサインのデザインはどのようにチェックしているのか。

事務局：

屋外広告物条例ではデザインを審査する項目はない。

公共サインについては今年度からガイドラインに基づき、まちづくりデザイン課と協議していく体制を作っているところである。

来年度は要綱を制定してデザイン面の審査をより強めていくつもりである。

柴田委員：

菅生川沿いの景観において目に付く看板がありデザインや色を変えてほしいと思っている。

景観賞において、イメージチェンジ賞を設けるなど広告主のメリットとなるものが周知されると改善を勧めやすい。

事務局：
検討する。

長谷川委員：
是正の指導はどのように進めていくのか。

事務局：
違反広告物や未申請案件が発覚すると業者に連絡をして是正も指導をしている。

瀬口会長：
指導実績として件数を教えてほしい。

事務局：
承知した。次回審議会で報告する。

横山委員：
個人的には広告物の公共施設等における活用に課題を感じている。

事務局：
広告は地域活性化に重要なものであるが扱いを間違えると景観が乱れるものであるので難しいものである。全国の動向を参考にして活用方法を検討していく。

横山委員：
全国の動向よりも岡崎市独自のものを先出しできるとよい。

島津委員：
企業の名前が入った歩道橋を見かけるが岡崎市はすでに活用をしているということか。

事務局：
県道にある歩道橋なので愛知県の所管である。

柴田委員：
公共として公序良俗を乱すような広告の種類は避けるべきである。

事務局：
岡崎市独自の計画を検討する際には広告の種類についても規定を設けたいと思うのでその際にご意見を賜りたい。

後藤委員：

安全点検の有資格者とはどういった人になるのか。

事務局：

屋外広告士、建築士、特定建築物調査員、技能講習終了者である。

瀬口会長：

屋外広告物の活用についてまちづくりとの連携とあるが、まちづくりには様々なものがある。「景観」まちづくりと連携していくのか。

天野委員：

にぎわいを前提としたまちづくりと推測されるが、にぎわいが生まれた結果景観まちづくりに繋がるのではないか。

瀬口会長：

景観まちづくりとにぎわいまちづくりでは意味が大きく異なる。はっきりと区別すべきなので屋外広告物の活用については「にぎわいまちづくり」と規定できないか。

事務局：

現段階では計画案であるので修正を検討する。

今後は5月審議会で具体的なものを提示させていただく。

議長が報告第5号に関する質疑の終結を宣言し、報告が終了した。

9 諮問第7号 屋外広告物の規制の見直し(案)について

議長が諮問第7号に関する説明を求め、提出した資料に基づき事務局(武田主事)から説明した。そして次の趣旨の質疑がなされた。

横山委員：

広告物の規制弾力化によりエリアの魅力を向上するとあるが、良好な景観であるということがエリアの価値を向上するものだと考えているので矛盾しているのではないか。

いかに収入を得るかという観点よりも景観阻害要因を省いて良好な景観を形成するという観点で考えていただきたい。

事務局：

景観が乱れないようにルール設定をしていく。

島津委員：

管理義務の明確化や安全対策の有資格化について条例違反者への過料は検討しているのか。

柴田委員

札幌の事故では責任の所在が不明確であることが問題になった。過料が目的ではなく責任の所在を明確にすることが重要である。

瀬口会長：

今回の安全対策の強化は管理者に管理義務を課すことを目的としている。

柴田委員：

規制弾力化についてどのような活用方法を考えているか。

事務局

公共施設は禁止地域に指定されているが案内誘導広告であれば設置できるようにする。

柴田委員：

広告幕の許可基準見直しの具体例はあるか。

事務局：

従来 of 基準に免責規定を設けることを考えている。素案ができ次第ホームページでの周知を予定している。

杉野委員：

名古屋の交差点では大きな電光掲示板があり昼夜様々な企業が広告を出している。電光掲示板の種類も多様化しているがどのように規制をしていくのか。

事務局：

近年デジタルサイネージやプロジェクションマッピング等の新形態の広告が増えているが条例が追いつけていないのが現状である。国のガイドラインではプロジェクションマッピングは屋外広告物ではないとしており、別のガイドラインを設けている。

現状は規制基準がなく、表示も変わるので規定の適用も難しい。

杉野委員：

大規模な電光掲示板は運転者の目を引くので危険である。また景観も損なっているので規制を考えていただきたい。

事務局：

現状は壁面広告という形で対応するが今後も種類も増え続けられるので柔軟に対応していきたい。

中根委員：

岡崎市には広告物活用地区、景観保全型広告整備地区はあるのか。

事務局：

どちらの地区も指定はしていない。

横山委員：

近年、音公害、映像公害という公害が増えている。このような新しい公害に対して規制を設けるなど先手を打てるとよい。

事務局：

検討する。

瀬口会長：

問題が出てから規制するのでは遅れをとってしまう。地区指定をするにはエネルギーが必要であり時間がかかる。問題が出る前に先回りをして規制を設けることが重要である。

事務局：

規制を検討する際にはご意見を賜りたい。

議長が諮問に関する質疑の終結を宣言した後、この件について原案を了承し、その旨を答申することについて全会一致で決定した。

議長が全ての議事日程の終了を告げ、平成 30 年度第 4 回岡崎市景観審議会を閉会した。